

妊娠期から子育て期の各ステージでの支援内容 (子育て世代包括支援事業開始後のイメージ図)

子育て世代包括支援事業を平成31年度中に開始予定。
予防的な視点から「全ての妊産婦・乳幼児等」を対象としたアプローチを行う

妊娠期

① 妊娠届出時の面談 **【拡充】**

妊娠届出の際に面談等を行うことにより
全ての妊産婦等の状況を継続的に把握
※保健師、子育て支援コーディネーター

② 支援プラン作成 **【新規】**

心身の不調により手厚い支援を要する者
等について、関係機関と協力して支援プランを作成
※保健師、子育て支援コーディネーター

③ 妊娠期の子育て支援

保健師や助産師等による相談支援の実施

④ 妊婦に対する保健指導

マタニティスクールや両親学級等の場での妊婦に対する保健指導や支援

出産直後

⑤ 産婦健診 **【新規】**

産婦健診の費用を助成することにより
産後の母子への支援を強化する

⑥ 産後ケア事業 **【新規】**

出産直後の母子への心身のケアや育児のサポート

⑦ 健診や訪問による支援

健診や訪問等による保健指導、支援

⑧ こんにちは赤ちゃん事業

生後4か月までに、乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握

⑨ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育の実施を確保

⑩ 個別ケア・全体会議の開催 **【新規】**

継続的な支援が必要な対象者について、関係部署が集まりケース会議、全体会議を行う

子育て期

⑪ 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が相互交流を行う場所における相談、情報提供等

⑫ 巡回型相談の実施 **【新規】**

保健師と子育て支援コーディネーターが子育て支援センター等に出向いて健康・育児に関する相談に応じる

⑬ 子育て支援短期利用事業

家庭での養育が一時的に困難になった子どもについての一時的な預かりサービス

⑭ 認定こども園等

保護者の就労状況等に応じた認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業等の利用

⑮ 虐待予防

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、こどもの保護・支援・保護者支援

⑯ 病児保育等

疾病や障害のある子どもの支援